

相談窓口

相談はすべて無料です。

●消費生活相談

太宰府市消費生活センター TEL 092-921-2121 (太宰府市役所)

日 時 平日 9時30分～16時 (昼休み12時～13時)

場 所 太宰府市役所2階 消費生活相談室

●法律相談

弁護士相談 (要予約) TEL 092-923-3230 (太宰府市社会福祉協議会)

相談員 福岡県弁護士会当番弁護士

日 時 第2火曜日・第4土曜日 13時から16時の間で30分ごと

場 所 太宰府市総合福祉センター

●生活の困りごと相談 (生活困窮者自立支援制度) (要予約)

太宰府市生活支援課 TEL 092-921-2121 (太宰府市役所)

日 時 平日 8時30分～17時

場 所 太宰府市役所1階

●救急車? 病院? 迷ったときはお電話を!

救急医療電話相談/医療機関案内 TEL #7119

受付 年中無休 24時間

太宰府市 介護保険課

〒818-0198

太宰府市観世音寺1丁目1番1号

TEL 092-921-2121

FAX 092-925-0294

太宰府市地域包括支援センター

〒818-0125

太宰府市五条3丁目1番1号

(いきいき情報センター1階)

TEL 092-929-3211

FAX 092-929-3206

太宰府市 高齢者支援課

〒818-0125

太宰府市五条3丁目1番1号

TEL 092-929-3210

FAX 092-929-3206

太宰府市地域包括支援サブセンター

〒818-0104

太宰府市大字通古賀197番地3

(とびうめアリーナ敷地内)

TEL 092-918-2200

FAX 092-929-1090

ホームページ <https://www.city.dazaifu.lg.jp/>

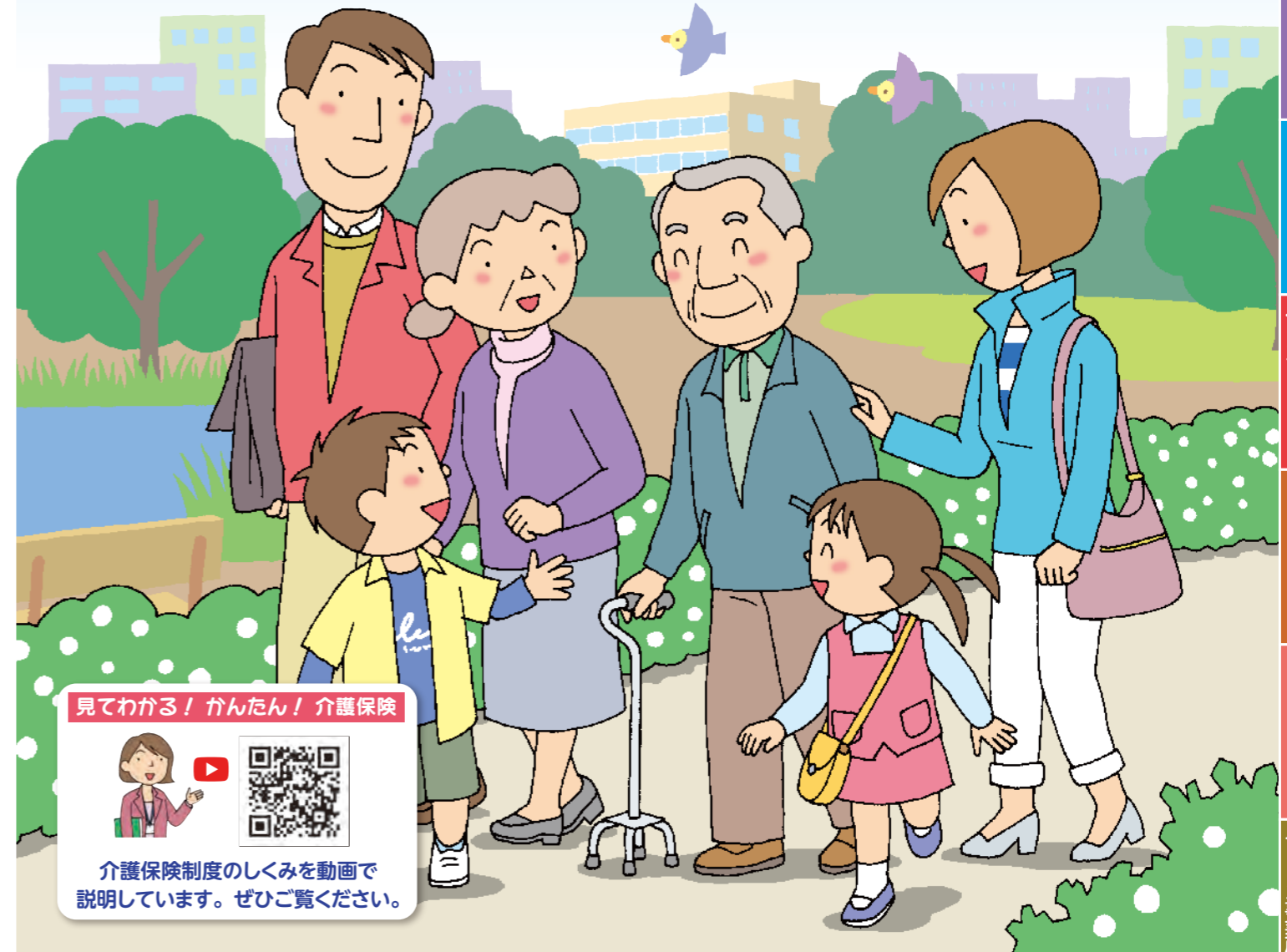


令和5年度版

高齢者支援

パンフレット

～いつまでも住みなれたこのまちで～



見てわかる! かんたん! 介護保険



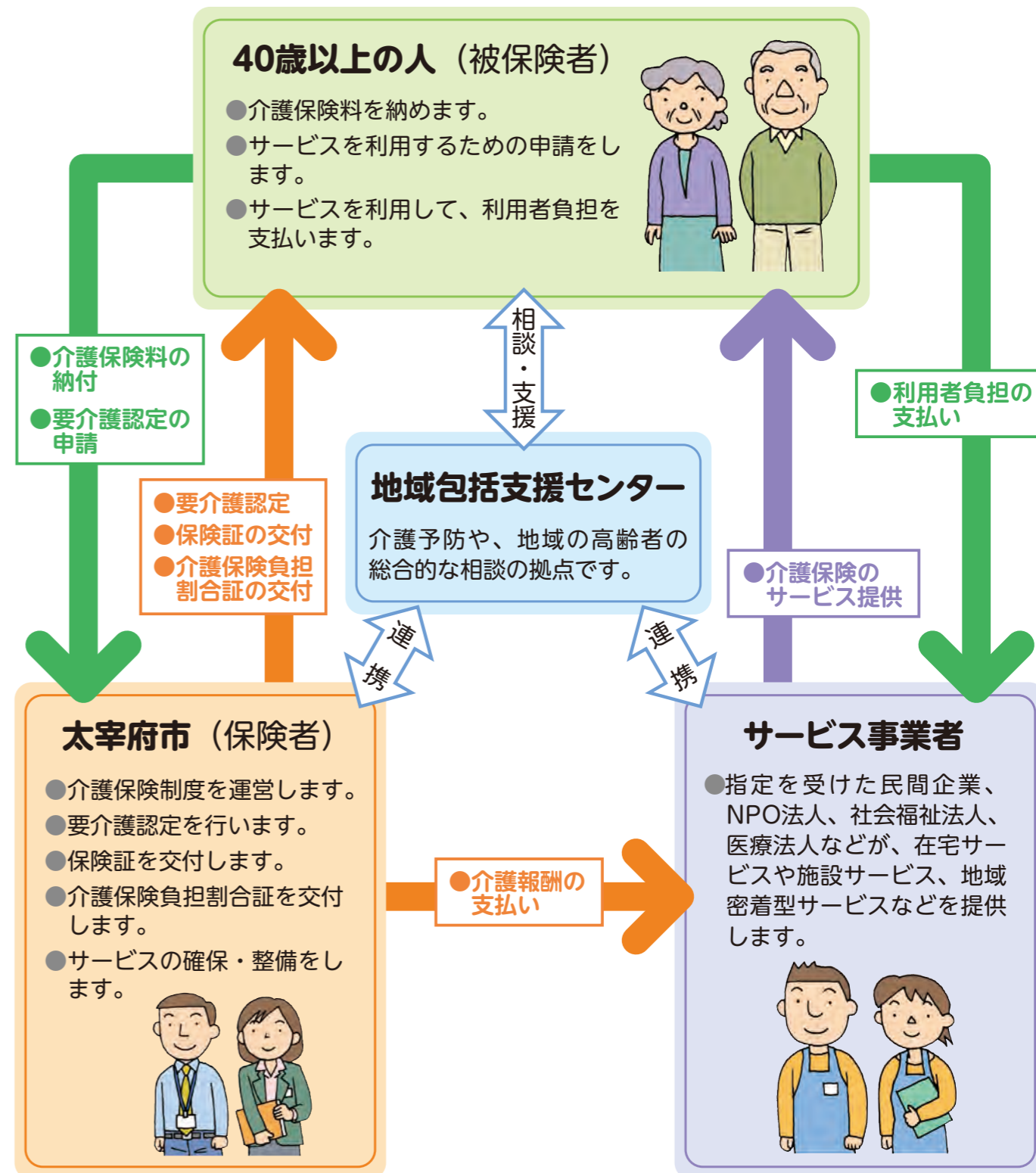
介護保険制度のしくみを動画で説明しています。ぜひご覧ください。



介護保険制度のしくみ

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、40歳以上の人々が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる、支えあいの制度です。みなさんの住む太宰府市が運営しています。



もくじ

介護保険制度のしくみ

- ▶ みんなで支えあう制度です 3
- ▶ 介護保険の被保険者 4
- ▶ 介護保険の保険証が交付されます 5

介護保険料

- ▶ 介護保険料は大切な財源です 6
- ▶ 40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の介護保険料 7
- ▶ 65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料 8

利用者の負担

- ▶ 費用の一部を負担します 11

サービスの利用のしかた

- ▶ 申請から認定までの流れ 14
- ▶ サービス利用までの流れ **要介護1~5の人** 16
- ▶ サービス利用までの流れ **要支援1・2の人** 18

利用できるサービス

- ▶ 介護保険で利用できるサービス 20

地域支援事業

- ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業 28

地域包括支援センター 30

高齢者福祉サービス 32

高齢者向けサービス・支援 35

太宰府市介護保険サービス事業所一覧 36

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

介護保険制度のしくみ

介護保険の被保険者

40歳以上の方は、太宰府市が運営する介護保険の被保険者です。
被保険者は年齢により2種類に分かれ、65歳以上の方は第1号被保険者、40歳以上65歳未満の方は第2号被保険者となります。

65歳以上の人



第1号被保険者

サービスが利用できるのは

介護や支援が必要であると認定された人。どんな病気やけがが原因で介護が必要になったかは問われません。

※65歳以上の方で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、太宰府市へ届出が必要です。示談をする前に太宰府市の担当窓口へ連絡してください。

40歳以上65歳未満の人



第2号被保険者

(医療保険に加入している人)

サービスが利用できるのは

特定疾病により介護や支援が必要であると認定された人。

特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病

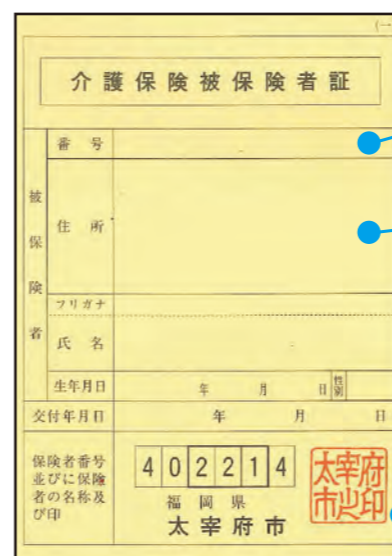
- **がん**
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- **骨折を伴う骨粗鬆症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、**
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、**
- **糖尿病性腎症および**
- **糖尿病性網膜症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節または**
- **股関節に著しい変形**
- **を伴う変形性関節症**
- **大脳皮質基底核変性症**
- **およびパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**

介護保険制度のしくみ

介護保険の保険証が交付されます

介護保険の被保険者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

- **65歳以上の人（第1号被保険者）** → 65歳に到達する前月に交付されます。
- **40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）** → 認定を受けた場合などに交付されます。

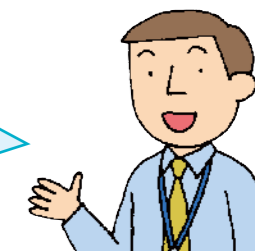


保険証の番号を確認しましょう。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう。

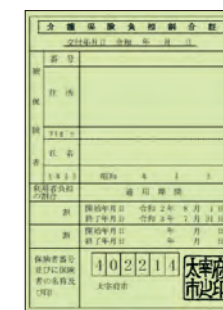
裏面の注意事項をよく読みましょう。

保険証は、サービスを利用するときなどに欠かせないものですから、大切に扱きましょう。



■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには、保険証とは別に、毎年「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されているので、サービス利用時に保険証とともに事業者に提示します。適用期間は1年間（8月～翌年7月）です。



教えて！介護保険



介護保険のサービスを利用するつもりがないので、介護保険に入らなくてもよいですか。

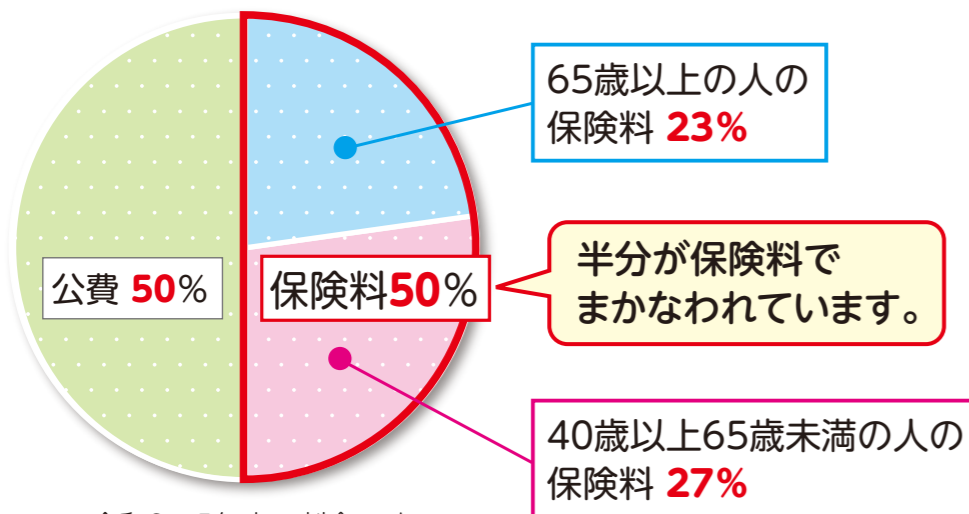


介護保険は、介護の負担を社会全体で支えあう社会保険制度です。サービスを利用する、しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が被保険者となるので、手続きをしなくても自動的に介護保険に入ることになります。外国籍の方も、短期滞在などを除き、介護保険の被保険者となります。

介護保険料は大切な財源です

介護保険は、公費と、40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスが利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源構成



※令和3～5年度の割合です。



教えて！ 介護保険

保険料を滞納しているとうなるのですか。

保険料を滞納していると督促が行われます。それでも納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上滞納すると…
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると…
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
- 2年以上滞納すると…
サービスを利用するときに利用者負担の割合が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めにご相談ください。

40歳以上65歳未満の人の介護保険料 (第2号被保険者)

国民健康保険に加入している人

決まり方

保険料（介護分）は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

所得割: 第2号被保険者の所得に応じて計算

均等割: 世帯の第2号被保険者数に応じて計算

平等割: 第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらと計算

※保険料と同額の国庫からの負担があります。

納め方

医療分と後期高齢者支援金分、介護分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人

決まり方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

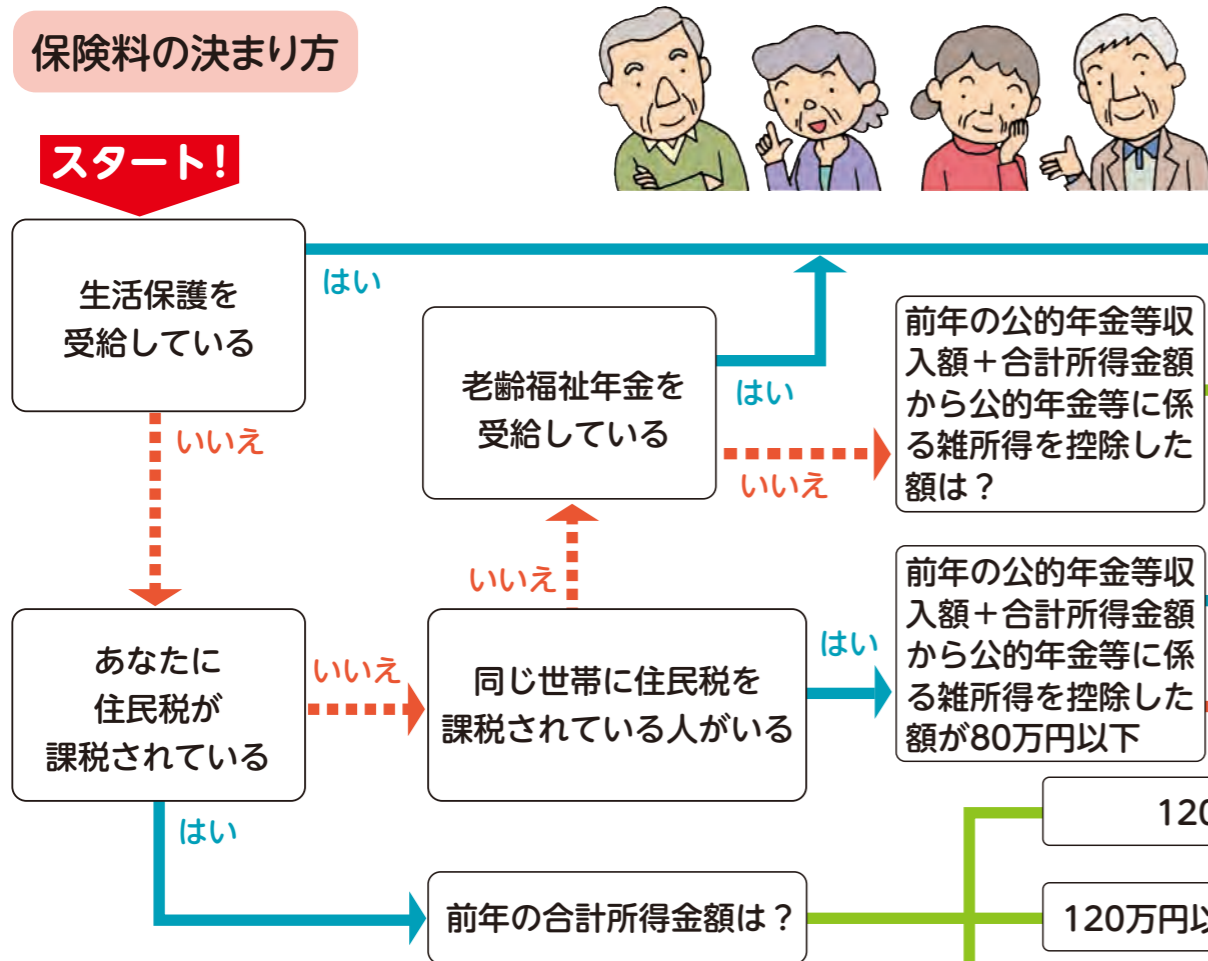
※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人の介護保険料 (第1号被保険者)

65歳以上の人の介護保険料は、太宰府市の介護保険サービス事業にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。あなたの保険料を確認してみましょう。

保険料の決まり方

スタート!



- 老齡福祉年金とは…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- 合計所得金額とは…収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

$$65,520\text{円 基準額(年額)} = \frac{\text{太宰府市で介護保険の給付にかかる費用(3年間の総額)} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{太宰府市の65歳以上の人数(3年間の延べ人数)}}$$

第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料（令和5年度）

所得段階	区分	対象者	基準に対する保険料率	保険料年額(月額)
第1段階	本人が住民税非課税	生活保護受給者／老齡福祉年金受給者 本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下	0.3	19,560円(1,630円)
			0.43	28,080円(2,340円)
			0.67	43,800円(3,650円)
第4段階	世帯課税	本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下	0.9	58,920円(4,910円)
			1.0	65,520円(5,460円)
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	1.13	73,920円(6,160円)
			1.23	80,520円(6,710円)
			1.33	87,120円(7,260円)
			1.54	100,800円(8,400円)
			1.79	117,240円(9,770円)
			1.92	125,760円(10,480円)
			2.05	134,280円(11,190円)

●減免により住民税0円となった場合は、住民税非課税に含めません。

保険料の納め方

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の人

年金から差し引き
(特別徴収)

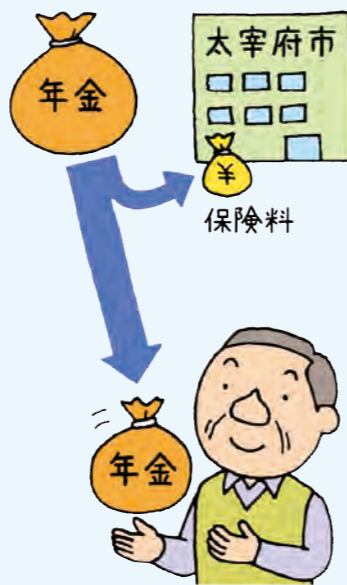
年金の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

介護保険料は前年の所得にもとづいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。

10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。



次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の人

納付書または口座振替で納付
(普通徴収)

口座振替または太宰府市から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

口座振替がおすすめです!

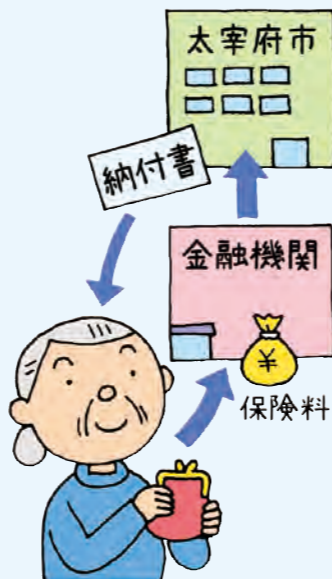
普通徴収の人には、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、市役所または指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

※口座振替の登録をしていますが、一定期間振替の利用がないと自動引落としができない場合があります。



利用者の負担

費用の一部を負担します

サービスを利用したら、かかった費用のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を事業者に支払います。（残りは介護保険料から給付されます。）

利用者の負担

利用者負担の割合は、所得により異なります。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	以下の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	上記「3割」に該当しない人で、以下の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 (住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担)

在宅サービスの費用

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて利用できる上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担となります。

◆おもな在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて加算が行われます。

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給

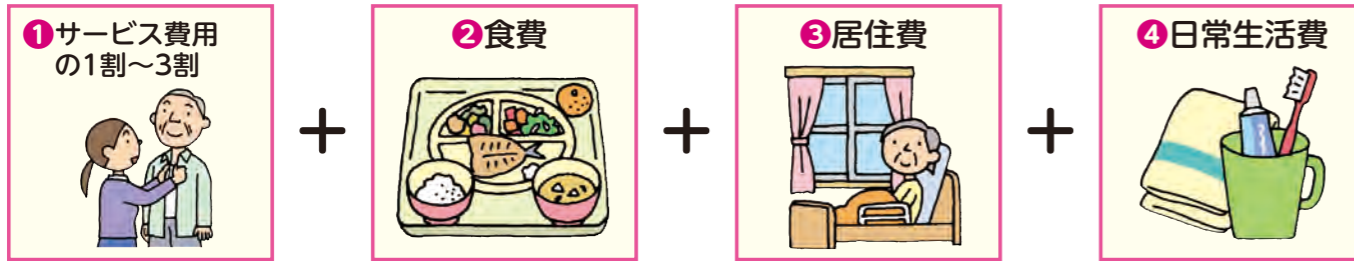
要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給

※内容によっては支給限度額が適用される場合もあります。

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費も全額利用者の負担です。利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準費用額が定められています。

■基準費用額：施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）

- 食費：1,445円
- 居住費：ユニット型個室 2,006円
ユニット型個室的多床室 1,668円
従来型個室 1,668円（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は1,171円）
多床室 377円（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は855円）

従来型個室…ユニットを構成しない個室 多床室…ユニットを構成しない相部屋
ユニット型個室…個室の壁が天井まであり、完全に仕切られている
ユニット型個室的多床室…個室の壁が天井までなく、すき間がある
※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。

●低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

ただし、施設利用者の配偶者（世帯分離している場合も含む）等が住民税を課税されている場合、または預貯金が一定額を超える場合には、特定入所者介護サービス費は利用できません。

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
- ・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円以下
- ・第3段階①：預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円以下
- ・第3段階②：預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円以下

◆負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額		
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。
※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額となります。

負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。

◆利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）	
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	44,400円	
●住民税世帯非課税等	24,600円	
●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)	
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円	

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額<年額/8月～翌年7月>

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満 の人がいる世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる 世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。
●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
●所得区分について、詳しくは太宰府市の担当窓口にお問い合わせください。
●支給対象となる人は太宰府市の医療保険の窓口へ申請が必要です。

申請から認定までの流れ

① 相談して申請する

介護が必要（日常生活に不安がある）と感じたときは、まず地域包括支援センターや市介護保険課へご相談ください。申請する場合は、介護保険証等を持参し、市介護保険課にお越しください。市に「要介護（要支援）認定」の申請をします。申請は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者が代行することもできます。

身元確認書類提示のお願い

マイナンバー制度開始に伴い、申請書提出の際に身元確認書類の提示をお願いしています。

- 本人または使者（家族等）が申請する場合
 - ① 1点で身元確認ができる書類…被保険者本人の個人番号カード、運転免許証、パスポートなど公的機関で発行された写真付きの書類
 - ② 2点で身元確認ができる書類…被保険者本人の介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担割合証など公的機関で発行された写真無しの書類

② 認定調査が行われます

申請により、介護が必要な状態かどうか調査が行われます。また、同時に心身の状況について主治医に意見書を作成してもらいます。

認定調査

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などについて本人や家族から聞き取り調査を行います（全国共通の調査票が使われます）。

主な調査項目

基本調査

- | | | | | |
|------------|----------|---------|-----------|----------------|
| ● 麻痺などの有無 | ● 歩行 | ● 食事摂取 | ● 日常の意思決定 | ● 過去14日間に受けた医療 |
| ● 拘縮の有無 | ● 移乗 | ● 排尿 | ● 視力 | ● 日常生活自立度 |
| ● 寝返り | ● 移動 | ● 排便 | ● 聴力 | ● 外出頻度 |
| ● 起き上がり | ● 立ち上がり | ● 清潔 | ● 意思の伝達 | |
| ● 座位保持 | ● 片足での立位 | ● 衣服着脱 | ● 記憶・理解 | |
| ● 両足での立位保持 | ● 洗身 | ● 薬の内服 | ● ひどい物忘れ | |
| | ● えん下 | ● 金銭の管理 | ● 大声を出す | |

概況調査

特記事項

主治医意見書

太宰府市の依頼により本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

③ 審査・判定します

コンピュータ判定（一次判定）の結果と、認定調査票（特記事項）、主治医の意見書をもとに介護認定審査会で審査し、どのくらいの介護が必要かという要介護状態区分等を判定（二次判定）します。

コンピュータ判定（一次判定）

公平に判定するため、認定調査の結果は全国共通のコンピュータソフトで処理されます。

特記事項

調査項目で把握できない介護の手間などが記入されます。

主治医の意見書

主治医による心身の状況についての意見書です。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

医療、保健、福祉の専門家で構成された筑紫地区介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分等が決められます。

更新

認定には有効期間があります。ケアマネジャーは必要に応じてケアプランの評価や見直しを行います。引き続きサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了前に市介護保険課に更新の申請をしてください。

更新手続き



⑥ サービスを利用します

サービス事業者と利用の契約をし、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。サービスの利用者負担は原則として費用の1割、2割または3割です。



P20へ

⑤ ケアプランを作成します

要介護1～5と認定された人は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと相談して、どのようなサービスをどのくらい利用するかという介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

要支援1・2と認定された人は地域包括支援センターの職員と相談し、介護予防サービス計画（予防ケアプラン）を作成します。



P16～19へ

④ 認定結果が通知されます

認定結果の通知は、原則として申請日から30日以内に太宰府市から送付されます。

介護認定審査会の判定結果にもとづいて、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に認定されます。結果が記載された認定結果通知書と保険証が届きますので、それぞれ記載されている内容を確認しましょう。

■ 認定結果通知書に書かれていること
あなたの要介護状態区分等、その理由、認定の有効期間など

■ 保険証に記載されていること
要介護状態区分等、認定の有効期間、支給限度額、認定審査会の意見など、給付制限、居宅介護支援事業者名・事業所名など

要介護状態区分等 ※状態の説明は、あくまでめやすです。

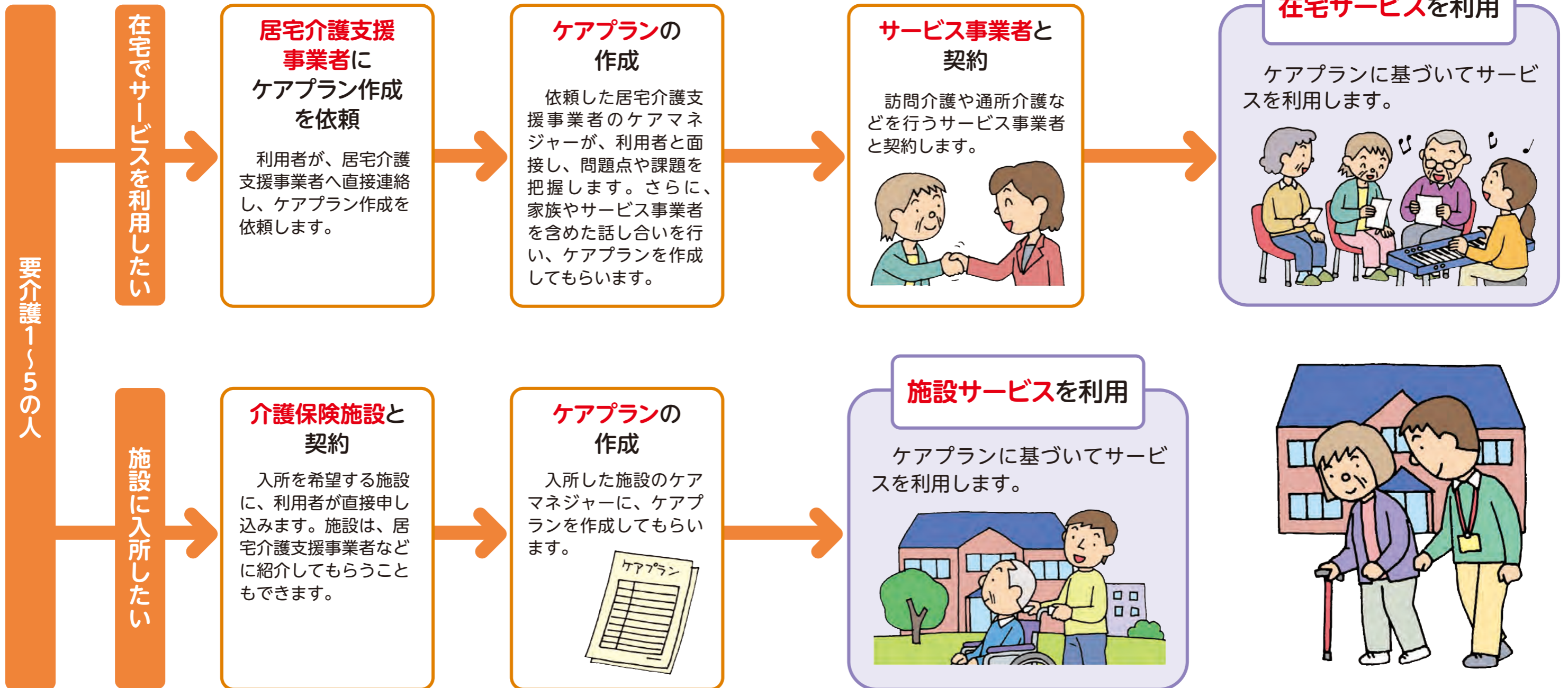
要介護状態区分等	利用できるサービス・事業
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としていない
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能

サービス利用までの流れ

要介護1～5の人

「要介護1～5」と認定された人は、介護サービスが利用できます。居宅介護支援事業者や入所した介護保険施設などで、心身の状況に応じたケアプランを作成してもらいます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。



教えて！介護保険



ケアプランってどういうものですか？



どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。このケアプランに基づいて、サービスを利用します。

ケアプランは、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、入所する施設などで作成してもらいますが、自分で作成することもできます。利用者自身がサービス事業者のサービス内容や単価を確認してケアプランを作成した場合は、保険証を添付し、太宰府市に届け出て確認してもらいます。

サービスの利用のしかた

要支援1・2の人

「要支援1・2」と認定された人は、介護予防サービスと、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が利用できます。

地域包括支援センターで、介護予防ケアプランを作成してもらいます。

※介護予防ケアプランの作成に利用者負担はありません。

介護予防・生活支援サービス事業対象者

基本チェックリストで「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が利用できます。

地域包括支援センターで、必要に応じてケアプランを作成してもらいます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

事業者と契約するときは、こんなことに注意しましょう！

◆サービスの内容

利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。

◆利用者からの解約

利用者からの解約が認められる場合およびその手続きの方法が明記されているか。

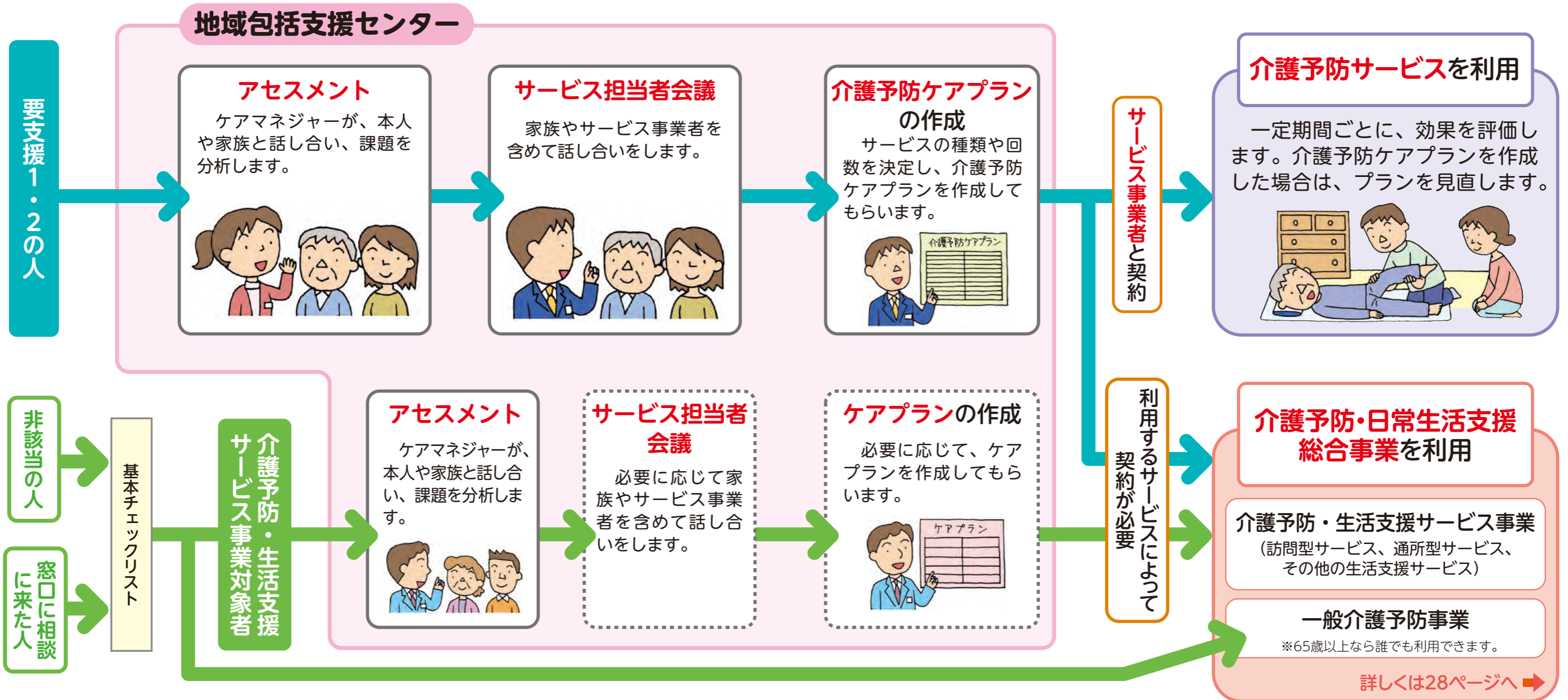
◆損害賠償

サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

◆秘密保持

利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報保持されるようになっているか。 など

サービスの利用のしかた



介護保険で利用できるサービス




利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。掲載している金額の他に、サービス内容などによる加算があります。

在宅サービス


★施設を利用したサービスの場合、食費・滞在費・日常生活費などは別途負担が必要です。

●訪問を受けて利用する

要介護1～5の人	要支援1・2の人						
<p>訪問介護 (ホームヘルプ)</p> <p>ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)</td> <td>261 円</td> </tr> <tr> <td>◎生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)</td> <td>191 円</td> </tr> <tr> <td>◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)</td> <td>104 円</td> </tr> </table> <p>※移送にかかる費用は別途負担が必要です。</p>	◎身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	261 円	◎生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	191 円	◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)	104 円	<p>介護予防訪問介護は「訪問型サービス」として、太宰府市が行う介護予防・生活支援サービス事業で提供しています。 くわしくはP29へ。</p>
◎身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	261 円						
◎生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	191 円						
◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)	104 円						
<p>訪問入浴介護</p> <p>介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>1,313 円</td> </tr> </table>	1,313 円	<p>介護予防訪問入浴介護</p> <p>疾病などの特別な理由がある場合などに、介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴介護が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1回につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>888 円</td> </tr> </table>	888 円				
1,313 円							
888 円							

要介護1～5の人	要支援1・2の人								
<p>訪問リハビリテーション</p> <p>医師が必要と認めた場合に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1回につき*)</p> <table border="1"> <tr> <td>318 円</td> </tr> </table> <p>* 20分間リハビリテーションを行った場合</p>	318 円	<p>介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>医師が必要と認めた場合に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的としたリハビリテーションが受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす(1回につき*)</p> <table border="1"> <tr> <td>318 円</td> </tr> </table> <p>* 20分間リハビリテーションを行った場合</p>	318 円						
318 円									
318 円									
<p>訪問看護</p> <p>疾患などを抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合)</td> <td>490 円</td> </tr> <tr> <td>◎病院または診療所からの場合 (30分未満の場合)</td> <td>415 円</td> </tr> </table>	◎訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合)	490 円	◎病院または診療所からの場合 (30分未満の場合)	415 円	<p>介護予防訪問看護</p> <p>疾患などを抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合)</td> <td>469 円</td> </tr> <tr> <td>◎病院または診療所からの場合 (30分未満の場合)</td> <td>397 円</td> </tr> </table>	◎訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合)	469 円	◎病院または診療所からの場合 (30分未満の場合)	397 円
◎訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合)	490 円								
◎病院または診療所からの場合 (30分未満の場合)	415 円								
◎訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合)	469 円								
◎病院または診療所からの場合 (30分未満の場合)	397 円								
<p>居宅療養管理指導</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎医師が行う場合(1か月に2回まで)</td> <td>514 円</td> </tr> </table> <p>* 単一建物居住者1人に対して行う場合</p>	◎医師が行う場合(1か月に2回まで)	514 円	<p>介護予防居宅療養管理指導</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎医師が行う場合(1か月に2回まで)</td> <td>514 円</td> </tr> </table> <p>* 単一建物居住者1人に対して行う場合</p>	◎医師が行う場合(1か月に2回まで)	514 円				
◎医師が行う場合(1か月に2回まで)	514 円								
◎医師が行う場合(1か月に2回まで)	514 円								

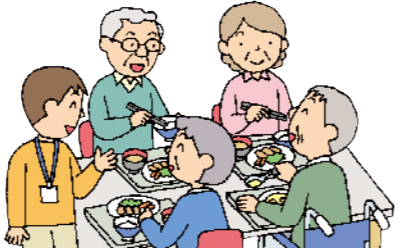
●通所して利用する

要介護1～5の人	要支援1・2の人										
<p>通所介護 (デイサービス)</p> <p>通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <p>◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合)</p> <p>要介護1 / 673円 要介護2 / 794円 要介護3 / 921円 要介護4 / 1,046円 要介護5 / 1,173円</p> <p>※送迎を含む</p>	<p>介護予防通所介護は「通所型サービス」として、太宰府市が行う介護予防・生活支援サービス事業で提供しています。 くわしくはP29へ。</p>										
<p>通所リハビリテーション (デイケア)</p> <p>介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <p>◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合)</p> <p>要介護1 / 782円 要介護2 / 927円 要介護3 / 1,074円 要介護4 / 1,246円 要介護5 / 1,415円</p> <p>※送迎を含む</p>	<p>介護予防通所リハビリテーション (デイケア)</p> <p>介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションが日帰りで受けられます。また、目標に合わせた選択的サービスも利用できます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(月単位の定額) (共通的サービス)(1か月につき)</p> <table border="1" data-bbox="774 1591 1329 1696"> <tr> <td>要支援1</td> <td>2,121円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>4,131円</td> </tr> </table> <p>※送迎、入浴を含む</p> <p>(選択的サービス)(1か月につき)</p> <table border="1" data-bbox="774 1801 1329 1955"> <tr> <td>運動器機能向上</td> <td>233円</td> </tr> <tr> <td>栄養改善</td> <td>207円</td> </tr> <tr> <td>口腔機能向上 (I)</td> <td>155円</td> </tr> </table>	要支援1	2,121円	要支援2	4,131円	運動器機能向上	233円	栄養改善	207円	口腔機能向上 (I)	155円
要支援1	2,121円										
要支援2	4,131円										
運動器機能向上	233円										
栄養改善	207円										
口腔機能向上 (I)	155円										

●居宅での暮らしを支える

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>福祉用具貸与</p> <p>日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり(工事をとみなさないもの) ●スロープ(工事をとみなさないもの) ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(つり具を除く) ●自動排泄処理装置 <p>■要介護度により、下記の福祉用具は原則として保険給付の対象となりません。 【要支援1・2、要介護1の人】車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具を除く) 【要支援1・2、要介護1～3の人】自動排泄処理装置</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>実際に貸与に要した費用に応じて異なります。</p> <p>■商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。</p>	<p>介護予防福祉用具貸与</p> <p>福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>■商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。</p>
<p>特定福祉用具販売</p> <p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。</p> <p>❗申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●腰掛便座 ●入浴補助用具 ●排泄予測支援機器 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具 <p>◆利用者負担について</p> <p>いったん全額を利用者が支払う「償還払い」と利用者が購入費の1～3割分だけを事業者を支払う「受領委任払い」と2つの支払い方法があります。同年度で10万円を上限に、購入費のうち利用者負担の割合分(1割、2割、または3割)を除いた金額が支給されます。</p> <p>■都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。 ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されていますので、購入の際は相談しましょう。</p>	<p>特定介護予防福祉用具販売</p> <p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を購入したとき、購入費が支給されます。❗申請が必要です。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>いったん全額を利用者が支払う「償還払い」と利用者が購入費の1～3割分だけを事業者を支払う「受領委任払い」と2つの支払い方法があります。20万円を上限に、改修費のうち利用者負担の割合分(1割、2割、または3割)を除いた金額が支給されます。</p>
<p>住宅改修費支給</p> <p>手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。</p> <p>❗事前に申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 ●手すりの取り付け ●段差の解消 ●引き戸などへの扉の取り替え ●洋式便器などへの便器の取り替え <p>※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>いったん全額を利用者が支払う「償還払い」と利用者が購入費の1～3割分だけを事業者を支払う「受領委任払い」と2つの支払い方法があります。20万円を上限に、改修費のうち利用者負担の割合分(1割、2割、または3割)を除いた金額が支給されます。</p>	<p>介護予防住宅改修費支給</p> <p>介護予防に役立つ、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。❗事前に申請が必要です。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>いったん全額を利用者が支払う「償還払い」と利用者が購入費の1～3割分だけを事業者を支払う「受領委任払い」と2つの支払い方法があります。20万円を上限に、改修費のうち利用者負担の割合分(1割、2割、または3割)を除いた金額が支給されます。</p>

●短期間入所する

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>短期入所生活介護／短期入所療養介護 (ショートステイ)</p> <p>介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき) 〈短期入所生活介護〉</p> <p>◎介護老人福祉施設(併設型・多床室の場合)</p> <p>要介護1 / 616円 要介護2 / 687円 要介護3 / 762円 要介護4 / 833円 要介護5 / 903円</p> <p>〈短期入所療養介護〉</p> <p>◎介護老人保健施設(多床室の場合)</p> <p>要介護1 / 850円 要介護2 / 900円 要介護3 / 965円 要介護4 / 1,018円 要介護5 / 1,074円</p>	<p>介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)</p> <p>介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす(1日につき) 〈介護予防短期入所生活介護〉</p> <p>◎介護老人福祉施設(併設型・多床室の場合)</p> <p>要支援1 / 461円 要支援2 / 574円</p> <p>〈介護予防短期入所療養介護〉</p> <p>◎介護老人保健施設(多床室の場合)</p> <p>要支援1 / 627円 要支援2 / 789円</p>

●在宅に近い暮らしをする

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>特定施設入居者生活介護</p> <p>有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>要介護1 / 553円 要介護2 / 621円 要介護3 / 693円 要介護4 / 758円 要介護5 / 829円</p>	<p>介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>有料老人ホームなどに入居している人が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>要支援1 / 187円 要支援2 / 320円</p>

施設サービス (要支援1・2の人は利用できません)

金額は、各施設にお問い合わせください。★食費・滞在費・日常生活費などは別途負担が必要です。

要介護1～5の人	
<p>介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)</p> <p>常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。</p> <p>※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。</p> 	
<p>介護老人保健施設 (老人保健施設)</p> <p>状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。</p> 	
<p>介護療養型医療施設 (療養病床等) ※令和6年3月末で廃止されます。</p> <p>長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。</p> 	
<p>介護医療院</p> <p>生活の場としての役割もある長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護などが受けられます。</p> 	

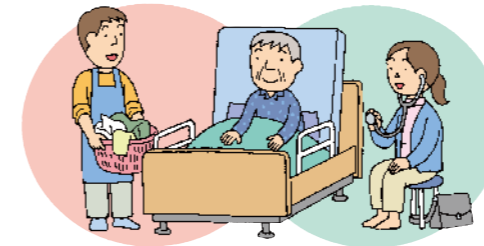
地域密着型サービス（原則として他の市区町村のサービスは利用できません。）

★施設を利用したサービスの場合、食費・居住費（滞在費）・日常生活費などは別途負担が必要です。

要介護1～5の人	要支援1・2の人												
<p>夜間対応型訪問介護</p> <p>定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎基本夜間対応型訪問介護費(1か月につき)</td> <td>1,068円</td> </tr> <tr> <td>◎定期巡回サービス(1回)</td> <td>403円</td> </tr> <tr> <td>◎随時訪問サービス(1回)</td> <td>613円</td> </tr> </table> <p>※現在本市では実施していません。</p>	◎基本夜間対応型訪問介護費(1か月につき)	1,068円	◎定期巡回サービス(1回)	403円	◎随時訪問サービス(1回)	613円	<p>※要支援1・2の人は利用できません。</p>						
◎基本夜間対応型訪問介護費(1か月につき)	1,068円												
◎定期巡回サービス(1回)	403円												
◎随時訪問サービス(1回)	613円												
<p>認知症対応型通所介護</p> <p>認知症の人が、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎単独型の場合(7時間以上8時間未満の場合)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護1 / 1,025円</td> <td>要介護4 / 1,360円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 1,137円</td> <td>要介護5 / 1,471円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 1,248円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※現在本市では実施していません。</p>	◎単独型の場合(7時間以上8時間未満の場合)		要介護1 / 1,025円	要介護4 / 1,360円	要介護2 / 1,137円	要介護5 / 1,471円	要介護3 / 1,248円		<p>介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>認知症の人が、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎単独型の場合(7時間以上8時間未満の場合)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要支援1 / 888円</td> <td>要支援2 / 991円</td> </tr> </table> <p>※現在本市では実施していません。</p>	◎単独型の場合(7時間以上8時間未満の場合)		要支援1 / 888円	要支援2 / 991円
◎単独型の場合(7時間以上8時間未満の場合)													
要介護1 / 1,025円	要介護4 / 1,360円												
要介護2 / 1,137円	要介護5 / 1,471円												
要介護3 / 1,248円													
◎単独型の場合(7時間以上8時間未満の場合)													
要支援1 / 888円	要支援2 / 991円												
<p>小規模多機能型居宅介護</p> <p>通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 10,767円</td> <td>要介護4 / 25,405円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 15,824円</td> <td>要介護5 / 28,012円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 23,019円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 10,767円	要介護4 / 25,405円	要介護2 / 15,824円	要介護5 / 28,012円	要介護3 / 23,019円		<p>介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、介護予防を目的とした多機能なサービスが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1 / 3,552円</td> <td>要支援2 / 7,178円</td> </tr> </table>	要支援1 / 3,552円	要支援2 / 7,178円				
要介護1 / 10,767円	要介護4 / 25,405円												
要介護2 / 15,824円	要介護5 / 28,012円												
要介護3 / 23,019円													
要支援1 / 3,552円	要支援2 / 7,178円												
<p>認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)</p> <p>認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>◎ユニット数1の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護1 / 785円</td> <td>要介護4 / 863円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 822円</td> <td>要介護5 / 882円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 846円</td> <td></td> </tr> </table>	◎ユニット数1の場合		要介護1 / 785円	要介護4 / 863円	要介護2 / 822円	要介護5 / 882円	要介護3 / 846円		<p>介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)</p> <p>認知症の人が共同生活する住居で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>※要支援1の人は利用できません。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>◎ユニット数1の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要支援2 / 781円</td> <td></td> </tr> </table>	◎ユニット数1の場合		要支援2 / 781円	
◎ユニット数1の場合													
要介護1 / 785円	要介護4 / 863円												
要介護2 / 822円	要介護5 / 882円												
要介護3 / 846円													
◎ユニット数1の場合													
要支援2 / 781円													

要介護1～5の人

<p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。</p> <p>※要支援1・2の人は利用できません。 ※現在本市では実施していません。</p>	<p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 557円</td> <td>要介護4 / 764円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 626円</td> <td>要介護5 / 835円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 698円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 557円	要介護4 / 764円	要介護2 / 626円	要介護5 / 835円	要介護3 / 698円							
要介護1 / 557円	要介護4 / 764円												
要介護2 / 626円	要介護5 / 835円												
要介護3 / 698円													
<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や機能訓練などが受けられます。</p> <p>※要支援1・2の人は利用できません。 ※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。</p>	<p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>(多床室の場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 598円</td> <td>要介護4 / 814円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 669円</td> <td>要介護5 / 884円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 742円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 598円	要介護4 / 814円	要介護2 / 669円	要介護5 / 884円	要介護3 / 742円							
要介護1 / 598円	要介護4 / 814円												
要介護2 / 669円	要介護5 / 884円												
要介護3 / 742円													
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。</p> <p>※要支援1・2の人は利用できません。</p>	<p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <p>◎一体型・訪問看護サービスを行わない場合</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 5,937円</td> <td>要介護4 / 22,254円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 10,595円</td> <td>要介護5 / 26,914円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 17,592円</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎一体型・訪問看護サービスを行う場合</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 8,662円</td> <td>要介護4 / 25,461円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 13,531円</td> <td>要介護5 / 30,845円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 20,654円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 5,937円	要介護4 / 22,254円	要介護2 / 10,595円	要介護5 / 26,914円	要介護3 / 17,592円		要介護1 / 8,662円	要介護4 / 25,461円	要介護2 / 13,531円	要介護5 / 30,845円	要介護3 / 20,654円	
要介護1 / 5,937円	要介護4 / 22,254円												
要介護2 / 10,595円	要介護5 / 26,914円												
要介護3 / 17,592円													
要介護1 / 8,662円	要介護4 / 25,461円												
要介護2 / 13,531円	要介護5 / 30,845円												
要介護3 / 20,654円													
<p>看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。</p> <p>※要支援1・2の人は利用できません。 ※現在本市では実施していません。</p>	<p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 12,849円</td> <td>要介護4 / 28,663円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 17,978円</td> <td>要介護5 / 32,422円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 25,272円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 12,849円	要介護4 / 28,663円	要介護2 / 17,978円	要介護5 / 32,422円	要介護3 / 25,272円							
要介護1 / 12,849円	要介護4 / 28,663円												
要介護2 / 17,978円	要介護5 / 32,422円												
要介護3 / 25,272円													
<p>地域密着型通所介護</p> <p>定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。</p> <p>※要支援1・2の人は利用できません。</p>	<p>◆利用者負担のめやす</p> <p>(7時間以上8時間未満の場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 771円</td> <td>要介護4 / 1,200円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 911円</td> <td>要介護5 / 1,344円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 1,056円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 771円	要介護4 / 1,200円	要介護2 / 911円	要介護5 / 1,344円	要介護3 / 1,056円							
要介護1 / 771円	要介護4 / 1,200円												
要介護2 / 911円	要介護5 / 1,344円												
要介護3 / 1,056円													



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、太宰府市が行う介護予防の取組です。「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」の2種類があります。

介護予防のための健康づくり（一般介護予防事業）

予約が必要です。予約・問い合わせは、高齢者支援課までご連絡ください。

高齢者支援課 TEL 092-929-3210 FAX 092-929-3206

※詳細は広報紙（5月号）をご確認ください。

すこやか相談（健康・口腔・栄養）

管理栄養士・歯科衛生士・保健師による相談や簡易尿検査、血圧測定を行っています。

●開催日：毎月第2金曜日 ●場所：保健センター

すこやか運動教室

介護予防のための体操教室です。

●開催：月2回 ●1教室：50分

男性のためのすこやか運動教室

男性のみを対象とした教室です。筋力トレーニングや柔軟性を高める運動をする教室です。

●開催：月2回 ●1教室：50分

健幸リズム教室

音楽に合わせて、体を動かしたり歌ったりする教室です。

●開催：月1回（3日間） ●1教室：90分

転ばんための体力測定

身体測定、口腔機能測定、認知機能を自己確認し、対策を学ぶ教室です。

●開催：検討中 ●1教室：150分

自宅でできる! 30分デイリー・エクササイズ

運動不足は、体力や筋力の低下を招き、生活習慣病の発症や悪化、心の健康を害するリスクを増大させます。

「自宅でできる! 30分デイリー・エクササイズ」の動画を見て、ご自宅でも運動を継続し、健康長寿をのばしましょう!



こちらを



介護予防・生活支援サービス事業

対象者 要支援1・2の認定を受けられた人
基本チェックリストによる生活機能等の低下がみられた人（事業対象者）

●サービス内容と利用料のめやす <1割負担の人の場合>

訪問型サービス

サービス名	訪問型サービス (国基準)	訪問型サービス (緩和した基準)	高齢者家事支援 サービス ※委託により実施	訪問型サービスC (短期集中予防サービス) ※直営で実施
内容	従来の介護予防訪問介護相当のサービスを提供します。 ※事業対象者の人は国基準のサービスの利用はできません。	入浴、外出、排泄、服薬などの行為における身体介護を除く日常的な家事支援を行います。		保健・医療専門職が短期集中的に自宅を訪問し、介護予防に必要な助言・指導を行います。
利用料のめやす	○要支援1・2 (週1回程度) 1回 約280円 ○要支援1・2 (週2回程度) 1回 約284円 ○要支援2 (週2回を超える程度) 1回 約300円	○事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1回 約270円 ○事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 1回 約274円 ○要支援2 (週2回を超える程度) 1回 約289円	1回 140円	無料

通所型サービス

サービス名	通所型サービス (国基準)	通所型サービス (緩和した基準)	通所型サービスC (短期集中予防サービス) ※委託により実施
内容	従来の介護予防通所介護相当のサービスを提供します。 ※事業対象者の人は国基準のサービスの利用はできません。	入浴の提供を行わない通所介護サービスで、運動器機能や生活機能の向上を目的としたサービスを提供します。	介護事業所において専門職による運動機能向上プログラムを短期集中的に実施します。
利用料のめやす	○要支援1 (週1回程度) 1回 約395円 ○要支援2 (週2回程度) 1回 約406円	○事業対象者・要支援1 (週1回程度) 1回 約375円 ○要支援1・2 (週2回程度) 1回 約387円	未定

地域包括支援センター

地域包括支援センターでは高齢者の暮らしに関するさまざまな相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

- 介護・医療・認知症などの相談
- 高齢者虐待や、悪質商法など権利を守るための相談 など

私たちが相談をお受けします。



主任介護支援専門員
(主任ケアマネジャー)



保健師



社会福祉士



認知症地域支援推進員

太宰府市地域包括支援センター (基幹型) (太宰府中学校区・太宰府東中学校区担当)	太宰府市地域包括支援サブセンター (学業院中学校区・太宰府西中学校区担当)
<p>太宰府市地域包括支援センター</p>	<p>太宰府市地域包括支援サブセンター</p>
<p>太宰府市五条3丁目1番1号 (いきいき情報センター 1階)</p> <p>TEL 092-929-3211 FAX 092-929-3206</p>	<p>太宰府市大字通古賀197番地3 (とびうめアリーナ敷地内)</p> <p>TEL 092-918-2200 FAX 092-929-1090</p>
<p>月曜日～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:00</p>	

閉所時の相談窓口 (夜間・休日電話相談窓口)

高齢者あんしんダイヤル TEL 0120-0874-86
受付時間 平日: 17:00～翌8:30、土日祝日・年末年始 24時間

地域包括支援センターに関わるQ&A

Q 具体的にどのような相談をされていますか？

A

- 介護認定申請をして要支援1・2の結果が出たので今後のことを相談したい
- どのような介護サービスがあるのか教えてほしい
- 同じ地域に気になる高齢者がいる
- 認知症の家族のことを相談したい

など高齢者に関わる相談をお受けしています。



Q 相談は包括支援センターまで行く必要がありますか？

A お電話や自宅 (訪問) での相談など相談者の状況に合わせて対応しています。

Q 相談費用はかかりますか？

A 相談は無料です。



認知症に関わるQ&A

Q 認知症について相談できる医療機関を教えてください。

A 認知症について相談できる医療機関

●かかりつけ医

かかりつけの病院やクリニックがある場合は「認知症の相談がしたい」と相談し専門医を紹介してもらいましょう。

●ものわすれ相談医

太宰府市には認知症の講習を受けた医師がいます。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】太宰府市地域包括支援センター ☎092-929-3211
太宰府市地域包括支援サブセンター ☎092-918-2200

●福岡県認知症医療センター

認知症に関する専門医療機関です。(電話無料相談あり)
【問い合わせ】 牧病院 筑紫野市永岡976-1 ☎092-922-2857



高齢者福祉サービス

ご利用を希望される場合は、高齢者支援課（TEL 092-929-3210）にご相談ください。

配食サービス

内容 栄養バランスを考えた弁当（夕食）を手渡しで配達し、食事確保の支援と利用者の安否確認を行います。
配達日は、お正月（1月1日から3日）を除く毎日です。



対象者 下記の要件をすべて満たす人
・65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
・加齢等の理由により買い物、調理が困難な人
・安否確認が必要な人



※障がい者のみの世帯についても対象となる場合があります。

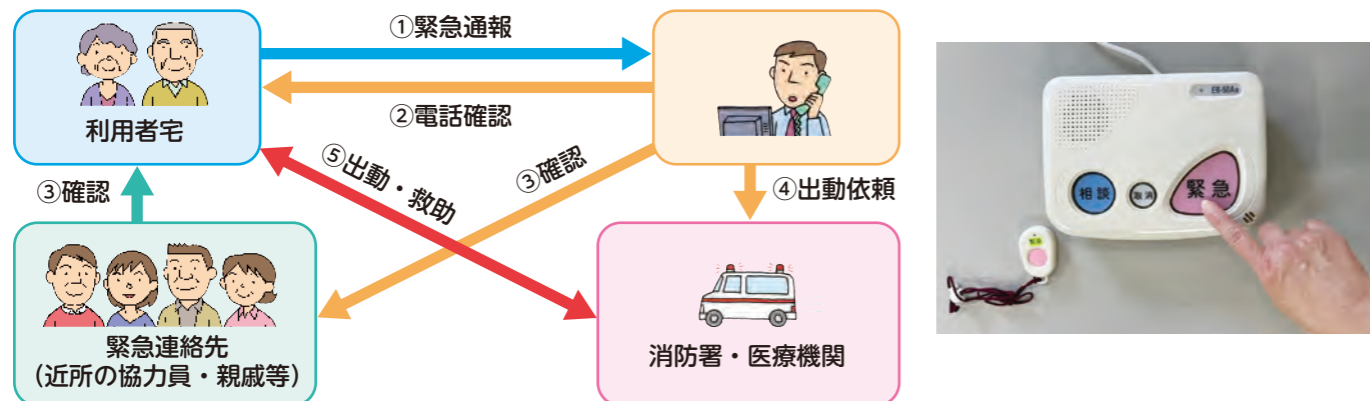
利用料金 1食 450円

緊急通報装置設置事業

内容 急病などの緊急時にボタンを押すことで受信センターへつながる装置を貸与します。センターでは、看護師などの相談員が24時間体制で勤務しており、通報の内容に応じて、救急搬送の手配や医療機関などへの連絡を行います。
また、定期的にセンターから本人へ連絡することによって状況把握を行います。緊急時以外でも「相談ボタン」でいつでも相談員に相談ができます。

対象者 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
※ひとり暮らしの身体障がい者についても対象となる場合があります。

介護保険料所得段階	1～3段階	4～5段階	6～7段階	8～12段階
自己負担額(税込) (ひと月当たり)	0円	297円	445円	594円



紙おむつ給付サービス

内容 在宅で紙おむつを必要とする高齢者に対し、毎月1回、市が指定した業者が市内の自宅等に紙おむつを配達します（現物給付）。
なお、紙おむつの種類は、業者で取り扱っているものに限りです。

対象者 市内に居住（住民基本台帳に登録）し、要介護認定（要支援を除く）を受けた在宅の65歳以上の高齢者で、介護保険料の所得段階が第1～第5段階の人。
（ただし、65歳未満の人で認知症の人も含まれます。）
要介護3以下の新規利用者につきましては、聞き取り等を行い別途必要性を確認させていただく場合があります。

介護保険料所得段階	1～3段階	4～5段階	6～12段階
給付限度額 (ひと月当たり)	6,000円	3,000円	非該当

注意事項 下記の場合は、高齢者支援課への届出が必要となりますのでご注意ください。
①生活保護法に基づく同種の給付を受けることができたようになった場合
②特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホームに入所ようになった場合
③病院・診療所に入院するようになった場合
④給付対象者本人に住民税が課税されるようになった場合
⑤給付を辞退する場合
⑥住所等を変更した場合



住みよか事業

内容 高齢者の自立促進、および介護者の負担軽減に配慮した住宅改造工事に要する費用を助成（上限額30万円）します。

対象者 要介護認定（要支援含む）を受けた高齢者等で、介護保険の住宅改修制度（限度額20万円）を使い切っており、所得要件を満たす人。ただし、介護保険の住宅改修制度の残額分を含めて、同時に申請も可能です。
※要介護認定（要支援含む）を受けていない人でも、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人は、対象となる場合があります。

所得要件 改造工事予定の建物に住む世帯全員の当該年度住民税が非課税であること。
（申請日が4月～6月末日の場合は、前年度分）

対象工事 玄関、廊下、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の手すり・スロープの設置および段差の解消等で、高齢者等の自立を促進し介護者の負担が軽減される工事。

必要書類 見積書、図面、着工前写真等 ※事前にご相談ください。



認知症高齢者等事前登録制度

内容 行方不明となる可能性がある高齢者の情報（緊急連絡先、よく行く場所、写真などの検索時に必要となる情報）を事前に市へ登録する制度です。事前に登録することで、行方不明となった際に、登録情報を頼りに、より早く捜索活動を行うことができます。

対象者 認知症などにより行方不明となる可能性がある65歳以上の高齢者

利用料金 利用料金の負担はありません。

情報活用例

- ・福岡県が運用している情報配信システムでの配信
- ・捜索活動に関わる関係機関等への情報提供

※登録情報を活用することについて、本人またはその家族から申請時に同意をいただいています。

申請時に必要なもの 顔写真と全身写真（それぞれ1枚ずつ）

登録するメリット 行方不明等の緊急時に、市が通報を受けてから本人に関する情報や写真などを集めると初期対応が遅れる可能性があります。事前に市へ情報を登録することで、家族等への聞き取り作業等を簡素化できるため、対象者の早期発見及び保護につながる事が期待できます。



●行方不明に気が付いたら早めに警察へ連絡を！

認知症などにより認知機能が低下した高齢者は、外出後、家までの帰り道が分からなくなることがあります。

帰宅できない時間が長くなると、事故などの危険を伴う場合があり、本人を含めその家族は、とても不安で心配な時間を過ごすことになります。

少しでも早く捜索活動につなげる事が重要です。行方不明に気が付いたら早めに警察へ連絡をお願いします。



高齢者向けサービス・支援

ご利用を希望される方は、それぞれ利用要件が決められていますので、事前に各問い合わせ先へご相談ください。いずれも相談無料です。

成年後見制度に関する相談

あんしん相談（要予約）

成年後見制度に関する相談を受け付けています。

日時：毎月第3木曜日（原則）13時から16時の間で1時間ごと
（※変更になる場合があります。社会福祉協議会のホームページでご確認ください）

場所：太宰府市総合福祉センター

相談員：社会福祉協議会顧問弁護士

問い合わせ：太宰府市社会福祉協議会 TEL 092-923-3230



身寄りがいない方の申立てや成年後見人等への報酬助成を行います。（対象要件あり）

問い合わせ 太宰府市高齢者支援課 TEL 092-929-3210

高齢者等ごみ訪問収集サービス

親族や近隣住民の方などの協力が困難であり、ご自分でごみの持ち出し日に所定の場所までごみを出すことができない方に対して、戸別でごみ収集を行います。（対象要件あり）

問い合わせ 太宰府市環境課 TEL 092-921-2121

今お住まいの家の将来・空き家に関する相談

今後住む人がいなくなる家の将来の事をご心配されている方や、空き家の活用、処分、管理などでお悩みの方へ、ご相談できる窓口を紹介しています。

問い合わせ 太宰府市都市計画課 TEL 092-921-2121



高齢者運転免許証自主返納支援事業

令和2年4月1日以降に運転免許証を自主返納した70歳以上の人に、交通系ICカード5,000円分（利用可能額4,500円+デポジット500円）を交付します。ただし、交付は1回限りで、すでにお持ちのICカードへの電子マネーのチャージは行いません。（対象要件あり）

問い合わせ 太宰府市防災安全課 TEL 092-921-2121

避難行動要支援者避難支援制度

災害時に備えて、みずから避難することが困難であり特に支援を要する人をあらかじめ登録し、市及び防災関係機関や避難支援者に対して平常時からその情報を共有することによって、災害時の避難の手助けや安否確認に役立てるものです。

問い合わせ 太宰府市防災安全課 TEL 092-921-2121

太宰府市介護保険サービス事業所一覧

令和5年6月1日現在

●居宅介護支援事業所

事業所名	住所(太宰府市)	電話番号(092-)
みずきケアプランサービス	通古賀3丁目9番13号	922-2051
社会福祉法人 同朋会 ケアプランサービス 同朋	宰都2丁目8番12号	918-1030
ケアプランセンター はなかご	通古賀2丁目3番39号 ピュアザ都府楼101号	050-3161-2215
筑紫医師会ケアプラン	国分3丁目13番1号	921-2335
グリーンケアプランセンター太宰府	青葉台3丁目22番10号	710-1252
ケアプラン慈愛	梅ヶ丘1丁目20番17号 リベルテボイス103号	408-8590
サンケア太宰府ケアプランサービス	高雄3丁目4227番地267	922-0078
丸山病院ケアプランサービス	坂本1丁目4番6号	928-0066
ケアプランサービス 五条	五条2丁目15番15号	924-4926
ケアサービスどんぐり	五条4丁目4番30号 M-BLD205号	925-6506
アクラスケアプランセンター	五条2丁目18番16号	918-2008
ケアプランセンター ふたば	三条1丁目4番1号	918-1567
ケアプラン だざいふ	北谷408番地1	408-1258
ふれあいサポートゆうしん	吉松1丁目18番6号	922-5869
グリーンコープ ケアプランセンター都府楼	都府楼南3丁目4番7号	923-5858
ケアプランセンター桜	大佐野3丁目7番25号	408-7161
ツクイ太宰府	国分3丁目1番30号	919-6811
ケアプランオフィス ライフウェル	通古賀3丁目12番6号	921-2500
ケアプランサービス 鹿子生	五条3丁目3番12号	918-2005
介護相談 茶ばしら	国分2丁目4番3号	408-9800

●訪問介護(ホームヘルパー)

事業所名	住所(太宰府市)	電話番号(092-)
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターゆうゆう	都府楼南3丁目4番7号	923-8606
みずきヘルパーステーション	通古賀3丁目9番13号	922-2050
サンケア太宰府ホームヘルプサービス	高雄3丁目4227番地267	922-8833
ホームヘルプサービス五条	五条2丁目16番8号	918-6830
ケアサービスどんぐり	五条4丁目4番30号 M-BLD205号	925-6506
ホームヘルパーステーション ふたば	宰府5丁目11番31号	918-1568
訪問介護ステーション ウイング	五条2丁目18番16号	918-2008
ヘルパーステーション梅の里	石坂1丁目21番3号	921-2707
シルバーライフコミュニケーション	御笠1丁目5番15号	555-6293
ふれあいケアステーション太宰府	向佐野4丁目16番1号	918-2017
アップルハート太宰府ケアセンター	朱雀2丁目1番34号	920-5634
ニチイケアセンター五条	五条2丁目23番1号 五条二丁目丸石貨店舗1階	918-3722
ぷあんケアサポート	観世音寺1丁目25番22号	923-1693
在宅介護ケアステーション やよい	五条2丁目22番33-106号	555-7765
愛真ヘルパーステーション	朱雀3丁目7番41号 ふるさと荘101号	919-5625
訪問介護ケアステーション凜	青山3丁目7番10号	928-1229
あるびなす ケアステーション	通古賀3丁目9番10号 陶山興産ビル1階	710-3201
ヘルパーステーションてんまんぐう	向佐野4丁目10番1号	408-6901

●訪問看護

事業所名	住所(太宰府市)	電話番号(092-)
みずき訪問看護ステーション	通古賀3丁目9番13号	921-8321
みのり訪問看護ステーション	通古賀4丁目4番16-101号	408-4844
訪問看護ケアステーションやよい	五条2丁目22番33-106号	555-7765
筑紫医師会立訪問看護ステーション	国分3丁目13番1号	920-2828
アクラス訪問看護ステーション	五条2丁目18番16号	918-2008
訪問看護ステーション デューン太宰府	坂本1丁目3番18号	928-2106
訪問看護ステーション ひまわり	五条2丁目23番21号	555-3216
訪問看護ステーション ユーフィット	通古賀5丁目1番1号	555-7637
訪問看護ステーション梅の里	石坂1丁目21番3号	921-2707
訪問看護ステーションあいてらす太宰府	通古賀1丁目12番20号 オフィスパレア太宰府IVA棟2号	555-4770
訪問看護ケアステーションてんまんぐう	向佐野4丁目10番1号	408-6902
訪問看護ステーションあおやま24	青山2丁目4番11号	555-9250
訪問看護事業所ライフウェル	通古賀3丁目12番6号 5階	921-2500

●訪問入浴介護

事業所名	住所(太宰府市)	電話番号(092-)
アップルハート福岡南訪問入浴センター	長浦台1丁目5番2号	408-1401
あるびなす ケアステーション	通古賀3丁目9番10号 陶山興産ビル1階	710-3201

●通所介護(デイサービス)

事業所名	住所(太宰府市)	電話番号(092-)
サンケア太宰府デイサービスセンター	高雄3丁目4227番地267	922-8833
デイサービスセンター 同朋	宰都2丁目8番12号	928-0707
同朋園 デイサービスセンター	向佐野515番地	922-7961
デイサービス五条	五条2丁目15番15号	924-4898
デイサービス観世	観世音寺1丁目4番18号	925-6882
デイサービスアクラスサロン	五条2丁目18番45号	921-7717
みずきデイサービスセンター	通古賀3丁目19番3号	928-7005
うめはうすデイサービスセンター	宰府1丁目11番19号	919-6600
デイサービスセンター梅の里	石坂1丁目21番3号	921-2707
デイサービスセンター太宰府 ステージひかり	御笠1丁目5番15-107号	555-6298
丸山病院デイサービスさくらの里	坂本1丁目3番2号	922-9100
ふれあいデイサービスセンター太宰府	向佐野4丁目16番1号	918-2027
グリーンコープ デイサービスセンター都府楼	都府楼南3丁目4番7号	923-8605
デイサービスセンター 桜ガーデン太宰府	大佐野3丁目7番25号	408-7162
デイサービス ららら	五条4丁目6番5号	408-7135
ツクイ太宰府	国分3丁目1番30号	919-6620
デイサービス北谷	北谷408番地1	408-1259
ユーフィット太宰府	通古賀5丁目1番1号	555-7638
デイサービスセンター リハル	通古賀3丁目12番6号	408-1671
あくらすJサロン	観世音寺1丁目16番31号	555-5941
共生型デイサービス まほろば	青葉台3丁目22番10号	710-1167

●通所リハビリテーション（デイケア）

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
別府病院 通所リハビリテーション	宰府1丁目6番23号	918-5055
医療法人健成会 鹿子生整形外科医院	五条3丁目4番14号	925-1222
渡辺整形外科クリニック リハビリセンター	五条2丁目5番18号	408-6200
医療法人 悠水会 みずぎ指定通所リハビリセンター	通古賀3丁目10番1号	922-2050
丸山病院 デイケア さくら園	坂本1丁目4番6号	922-9001

●短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
特別養護老人ホーム 同朋園	向佐野515番地	922-6188
サンケア太宰府ショートステイ	高雄3丁目4227番地267	922-8833
ユニット型特別養護老人ホーム 同朋園	向佐野515番地	922-6188
サンケア太宰府ショートステイ ユニット	高雄3丁目4227番地36	922-8833
医療法人 健成会 鹿子生整形外科医院	五条3丁目4番14号	925-1222
特別養護老人ホーム ムネだざいふ	内山492番地5	918-3005

●特定施設入居者生活介護

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
介護付有料老人ホーム 我楽庵	朱雀2丁目5番36号	929-3002
有料老人ホームはな太宰府	大佐野2丁目23番1号	918-6060
介護付有料老人ホームアクラス五条	五条2丁目18番45号	921-7717
有料老人ホーム風	内山363番地4	925-7011

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
特別養護老人ホーム 同朋園	向佐野515番地	922-6188
特別養護老人ホーム サンケア太宰府	高雄3丁目4227番地267	922-8833
ユニット型特別養護老人ホーム 同朋園	向佐野515番地	922-6188
特別養護老人ホーム サンケア太宰府ユニット	高雄3丁目4227番地36	922-8833
特別養護老人ホーム ムネだざいふ	内山492番地5	918-3005

●地域密着型特別養護老人ホーム

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
地域密着型特別養護老人ホーム 笑苑	梅ヶ丘2丁目15番30号	555-8836

●介護老人保健施設

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
介護老人保健施設 同朋	宰都2丁目8番12号	924-6988

●介護医療院

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
水城病院介護医療院	通古賀3丁目10番1号	922-2050

●福祉用具貸与

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
ふれあい福祉用具サービスセンター	向佐野4丁目16番1号	918-2007
株式会社T&Gホールディングス	水城2丁目5番25号 2階	920-1039

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
24時間看護介護サービス 輝（かがやき）	五条2丁目11番3号	710-1412

●小規模多機能型居宅介護

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
ふれあいサポート ゆうしん	吉松1丁目18番6号	922-5869
小規模多機能型居宅介護 五条	五条2丁目16番8号	918-3888
そよかぜ国分の里	国分5丁目6番14号	918-5881

●地域密着型通所介護（利用定員18人以下）

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
デイサービスたから	都府楼南4丁目32番8号	928-5083
デイサービスセンター ゆずの木	大佐野3丁目13番30号	287-0346
デイサービス 茶ばしら	国分2丁目4番3号	408-9800
蔵音の介護 太宰府店	大佐野4丁目17番7号	408-4772

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
グループホーム 五条	五条2丁目15番15号	924-4898
グループホーム 笑苑	高雄1丁目3664番地258	918-0808
グループホーム 国分	宰都2丁目8番12号	918-8288
グループホーム 安寿	高雄1丁目3664番地256	921-8780
グループホーム はなみずき	水城6丁目15番28号	918-8766
ニチイケアセンター太宰府 グループホームニチイのほほえみ	大佐野3丁目15番5号	918-6681
グループホーム ゆうゆうシニア館・高雄	高雄4丁目24番30号	408-9005

●軽費老人ホーム

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
ケアハウス同朋	宰都2丁目8番12号	928-6811
サンホーム太宰府	高雄3丁目4227番地40	922-1212
ケアハウス太宰府	高雄3丁目4227番地267	922-8833

●有料老人ホーム（住宅型）

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
うめはうす	宰府1丁目11番19号	919-6600
シルバーライフ梅の里	石坂1丁目21番3号	921-2707
アクラスタウン	五条2丁目18番16号	918-2008
桜ガーデン太宰府	大佐野3丁目7番25号	408-7161
ヴィレッジ壱番館	御笠1丁目5番15号	922-8333
あくらすJ	観世音寺1丁目16番31号	555-5941
パールヴィラ太宰府	向佐野4丁目16番1号	918-2007
さくら館	坂本1丁目3番2号	922-9003
ナーシングホームだざいふ	向佐野4丁目10番1号	408-6900

●サービス付き高齢者向け住宅

事業所名	住所（太宰府市）	電話番号(092-)
サービス付き高齢者向け住宅 はるか ~悠~	通古賀4丁目7番10号	918-4722
たからゆいまーる	都府楼南4丁目32番8号	928-5083
パールヴィラ太宰府	向佐野4丁目16番1号	918-2007
アクラスビレッジ	観世音寺1丁目17番1号	921-7221